

平成29年度（冬）

新発田労働基準監督署の取組む重点事項

第12次労働災害防止推進計画の目標達成状況

12次労働災害防止推進計画の目標

- ①死亡者数について、平成29年において、0人とする。
- ②死傷者数について、平成29年において、平成24年と比較して15%以上減少させる。
- ③平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とすること。

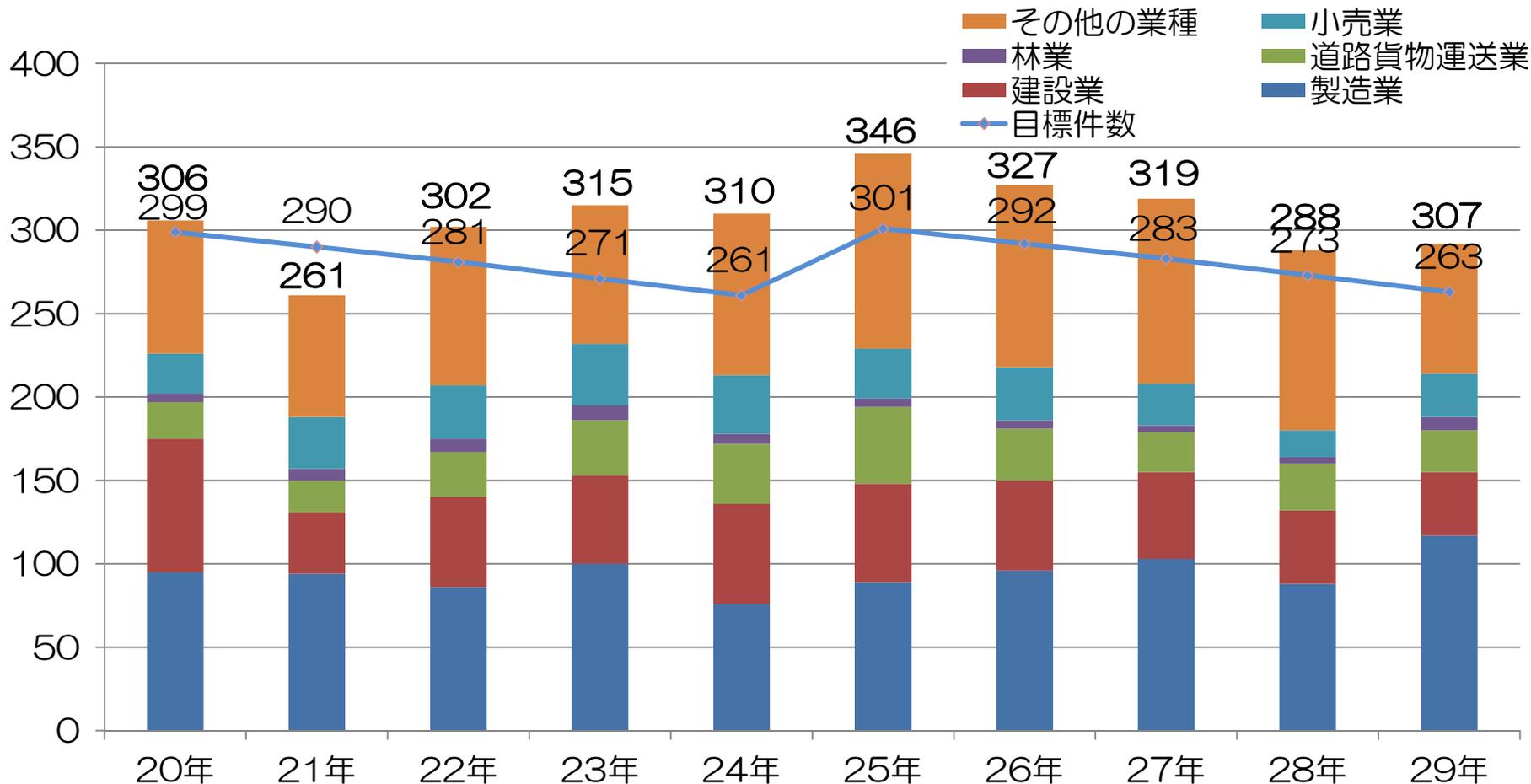
重点業種の目標

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標を目指す。

- 食料品製造業：死傷者数を15%以上減少させる。
- 建設業：死亡者数を0人とする。
- 道路貨物運送業：死傷者数を10%以上減少させる。
- 林業：死亡者数を0人とする。
- 社会福祉施設：死傷者数を10%以上減少させる。
- 小売業：死傷者数を20%以上減少させる。
- 飲食店：死傷者数を20%以上減少させる。
- 旅館業：死傷者数を20%以上減少させる。
- 産業廃棄物処理業：死傷者数を15%以上減少させる。

1 労働災害の推移と第11・12次防計画期間の目標数 ※平成29年は平成30年1月末の速報値

○平成29年(平成30年1月末の速報値)の死傷者数が平成24年と比較し、1.0%の減少に留まり、目標(15%減少)を達成することができませんでした。

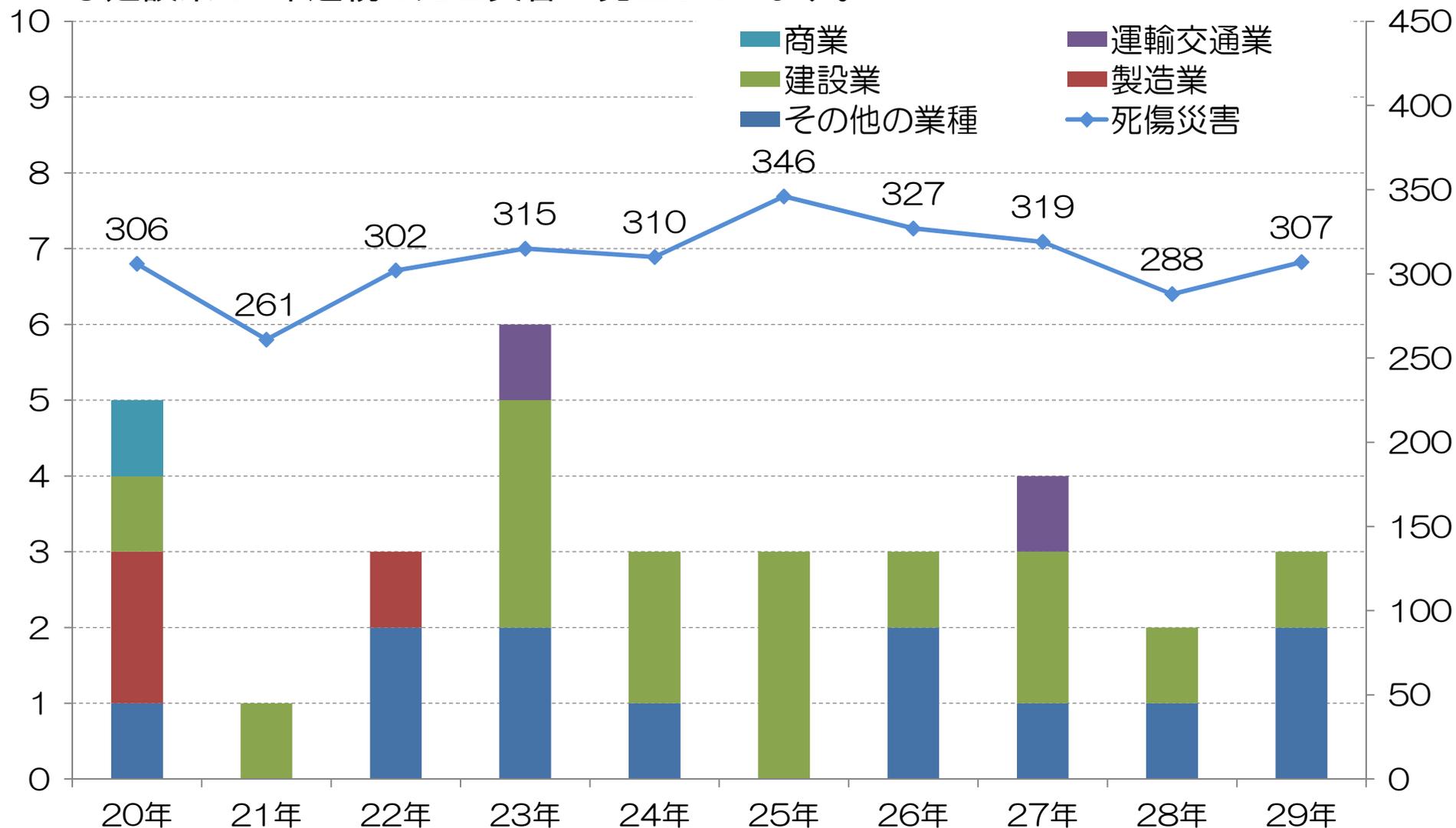


新潟労働局ホームページの「各労働基準監督署からのお知らせ」に最新の労働災害統計を掲載しています。
 ほかにも労働災害防止に関する情報を掲載しています。

新潟労働局

検索

- すべての年で死亡災害が発生し、目標を達成することができませんでした。
- 過去10年の死亡災害は、平成23年の6人が最も多く、以降は横ばいです。
- 建設業は7年連続で死亡災害が発生しています。



3 重点業種の目標達成状況 ※平成29年は平成30年1月末の速報値

- 重点業種における目標達成状況は、道路貨物運送業、林業で目標を達成しましたが、それ以外では目標を達成することができませんでした。
- 食料品製造業、社会福祉施設、飲食店、旅館業は、平成24年と比較し、増加しました。
- 特に食料品製造業は、大幅な増加となりました。

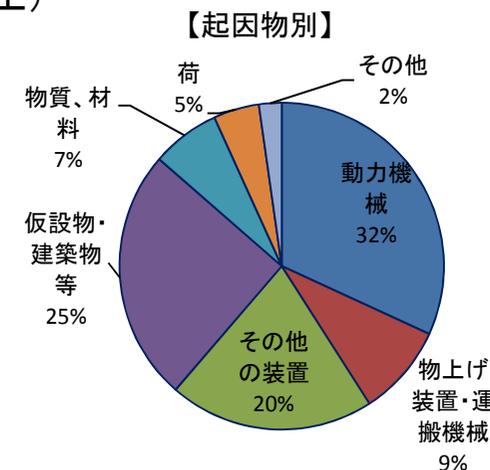
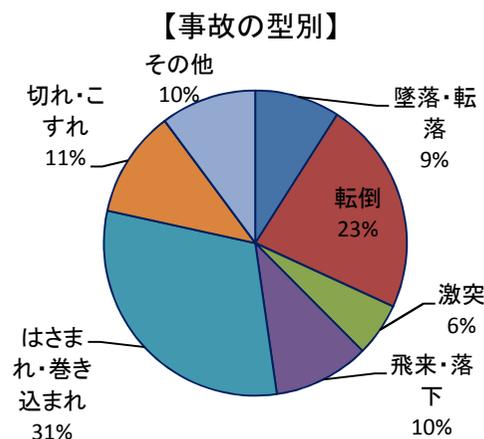
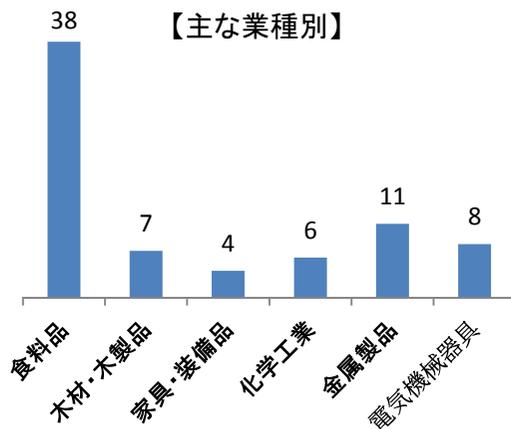
	24年	目標	25年	26年	27年	28年	29年	24年比増減率 (死亡は目標に対する増減)
食料品製造業	33	28 (-15%)	45	53	40	38	51	+54.6%
建設業	2 (死亡)	0	3	1	2	1	1	+1 (死亡)
道路貨物運送業	36	32 (-10%)	46	31	24	28	27	-25.0%
林業	1 (死亡)	0	0	0	0	0	0	±0 (死亡)
社会福祉施設	11	9 (-10%)	20	19	27	11	13	+18.2%
小売業	35	28 (-20%)	30	32	25	16	30	-14.3%
飲食店	7	5 (-20%)	5	11	12	13	8	+14.3%
旅館業	12	9 (-20%)	14	8	7	8	13	+8.3%
産業廃棄物処理業	6	5 (-15%)	4	9	7	8	6	±0%

製造業

労働災害防止のポイント

- ①動力機械のはさまれ・巻き込まれ災害防止のため機械の駆動部、刃部等には安全カバーを設けましょう。また、**機械の点検・修理等の作業のときは、必ず機械を停止しましょう。**
- ②フォークリフト、クレーンなど資格者の配置、法定点検が必要な機械・設備について適切に管理できるように管理体制（点検体制）を整備しましょう。また、木材加工用機械、プレス機械等は台数に応じて作業主任者が必要な場合があります、早めに資格者を養成しましょう。
- ③安全衛生教育、KY活動、5S活動など安全衛生管理活動を積極的に進め、**転倒災害をはじめとする災害の芽の排除**に努めましょう。
- ④リスクアセスメントで職場のリスクを洗い出し、計画的にリスクの低減対策を講じましょう。

新発田署 製造業労働災害発生状況(平成28年 休業4日以上)



建設業

労働災害防止等のポイント

- ①はしご・脚立等からの墜落・転落災害が多発しています。
はしご・脚立の作業は、なるべくローリングタワー、可搬式作業台、手すり付き脚立に変更しましょう。
- ②足場を設置する際は、「より安全な措置」等に取り組みましょう。
※「より安全な措置」等とは、手すり先行専用型足場の採用、上さん、床付き幅木の設置、十分な知識・経験を有する方の点検など
- ③ロープ高所作業や足場組立等作業従事者特別教育に関する規則改正がありました、資格者等の配置をお願いします。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75程度か。

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

厚生労働省 はしご 脚立

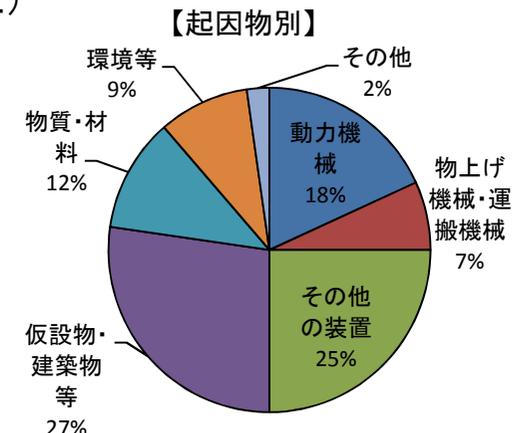
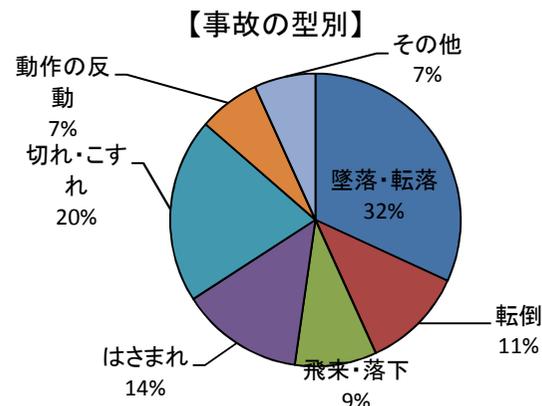
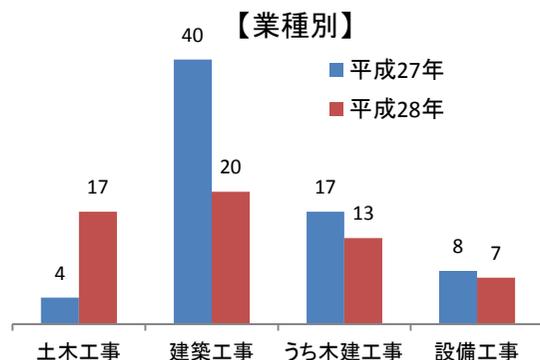
検索

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

足場 より安全な措置

検索

新発田署 建設業労働災害発生状況(平成28年 休業4日以上)



第三次産業

労働災害防止等のポイント

- ①労働災害の**主な原因は転倒災害**です。転倒災害防止のため、滑りやすい床面には**ノンスリップ加工、耐滑性の優れた履物**の準備を行い、階段や凹凸のある床面では、ゆっくり歩きましょう。また、冬季の路面凍結による転倒災害を防止するため、**凍結防止剤の散布、ヒートマットの設置**なども取り組みましょう。
- ②無理な動作による腰痛災害防止については、**腰痛予防対策指針**を参考に取り組みましょう。
- ③店舗・施設ごとに安全の担当者である**安全推進者**を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担いましょう。

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部**が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。

- 全社的な労働災害発生状況の把握・分析
- 安全衛生方針の表明
- 作業マニュアルの作成
- 店舗・施設の安全衛生活動の推進
- 店舗・施設への安全衛生担当者の配置確認

- 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動
- KY（危険予知）活動
- 危険の「見える化」
- 従業員への安全衛生教育

増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害

業種	平成27年	平成28年
小売業	10,415	10,726
社会福祉施設	4,715	5,387
飲食店	3,824	3,824

業種	転倒	腰痛・転落	その他
小売業	50%	25%	25%
社会福祉施設	28%	27%	45%
飲食店	31%	15%	54%

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

腰痛予防対策指針

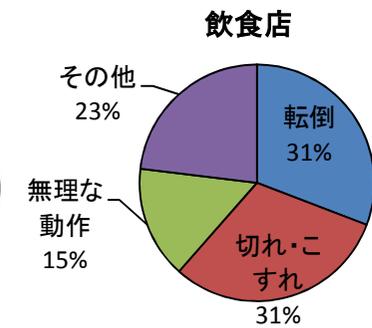
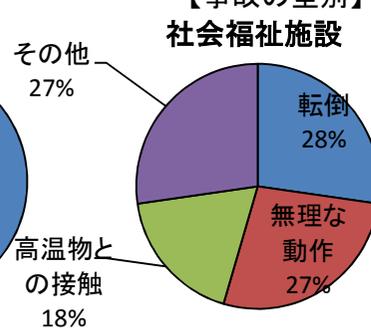
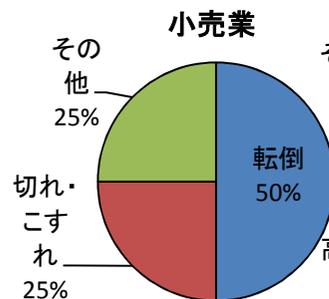
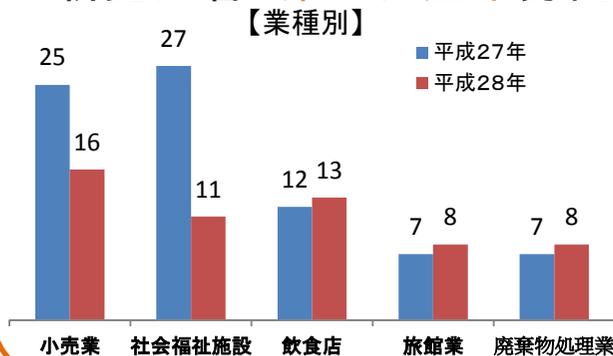
検索

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

安全 店舗 推進運動

検索

新発田署 第三次産業労働災害発生状況(平成28年 休業4日以上)



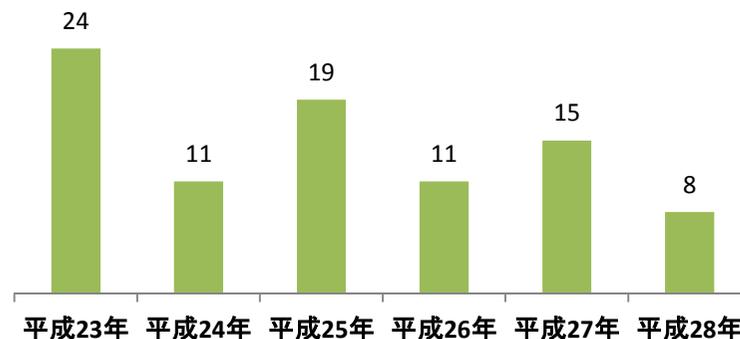
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。

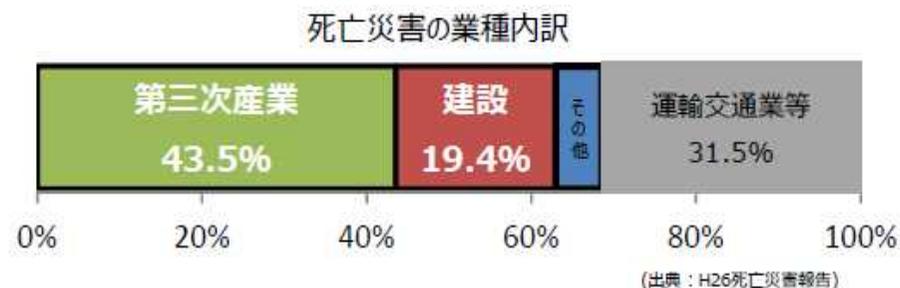
交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

新発田署 交通労働災害発生状況
(休業4日以上)



交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

交通労働災害防止

検索

冬季無災害運動推進中!!

運動期間：平成29年12月1日⇒平成30年2月28日



冬季の転倒災害では…

こんな所が**危険**です!

ワースト3は?

3位
出入口
(段差・スロープ等)

2位
敷地内
(歩行中)

1位
駐車場
(車周辺+歩行中)

過去の転倒災害から見た、多発場所は…

- 駐車場から事務所・作業場までの路面
- 事務所・作業場の出入り口、段差・スロープなど

滑りやすい場所では…除雪、融雪、砂撒き、マット、照明設置、**注意表示**など、転倒災害防止対策を行いましょう。

冬季特有の災害を防止しましょう

凍結・積雪による転倒

滑りにくい靴を着用し、
短い歩幅で

スリップによる交通事故

冬用タイヤ等を装着し、
急ハンドル・急ブレーキをしない

除雪車・除雪機によるはさまれ・
巻き込まれ

故障・点検時はエンジンを停止

屋根除雪中の墜落

保護帽・安全帯を着用し、
作業は2人以上で

冬季の転倒防止は新潟労働局ホームページをチェック!

新潟労働局 冬季無災害

検索

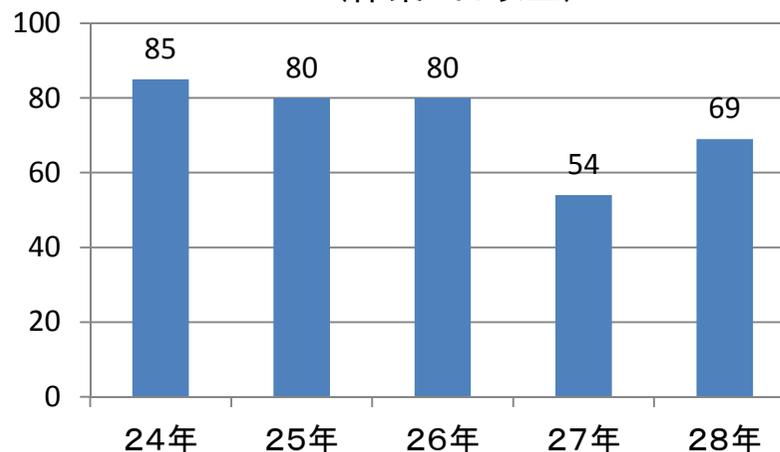
STOP! 転倒災害

プロジェクト

依然として転倒災害による労働災害は多く発生していることから、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を実施しています。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する2月、全国安全週間の準備月間である**6月を重点取組期間**としますので、対策の積極的な推進をお願いいたします。

新発田署 転倒災害発生状況
(休業4日以上)



～転倒災害防止の好事例を集めています～

改善前後の写真等で転倒災害防止の取り組みをご紹介ください。

担当課：新発田署 安全衛生課
0254-27-6680

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック!

STOP! 転倒災害

検索

リスクアセスメントで危険の芽を摘む

1. 職場のリスクが明確になります。
2. 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。
3. 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
4. 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。
5. 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

作業名 (機械・設備)	作業の危険性または有害性と発生のおそれのある災害	リスクの見積もり			リスク低減措置案	措置実施後のリスクの見積もり		
		災害の重篤度	発生の可能性	リスクの程度		災害の重篤度	発生の可能性	リスクの程度
<記載例> 台車による運搬作業	重い物を過大に積載し、運搬中に操作ができず、荷崩れを起こすなどして打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示する ② 順守事項を掲示する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害の重篤度
 ×: 致命的・重大(死亡災害や休業1カ月以上の災害)
 △: 中程度(休業1カ月未満の災害)
 ○: 軽度(かすり傷程度)

発生の可能性
 ×: 高いまたは比較的高い(毎日、危険性または有害性に接近する/かなり注意しても災害につながる)
 △: 可能性がある(修理などの作業で、危険性または有害性に時々接近する)
 ○: ほとんどない(危険性または有害性に接近することは、めったにない)



災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度			リスクの程度
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発生の可能性	高いまたは比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	←
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック!

労働安全 リスクアセスメント

検索



パートタイマー、アルバイト、派遣労働者等の非正規労働者も、リスクアセスメント、安全衛生教育等の自主的な安全衛生活動に積極的に参加させてください。

化学物質リスクアセスメント

平成28年6月から化学物質のリスクアセスメントが義務付けられています。（全業種・全規模）



表示のある製品を取り扱う場合には、表示内容を理解するとともに、
適切に管理し、安全に取り扱いましょう。

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

化学物質 リスクアセスメント

検索

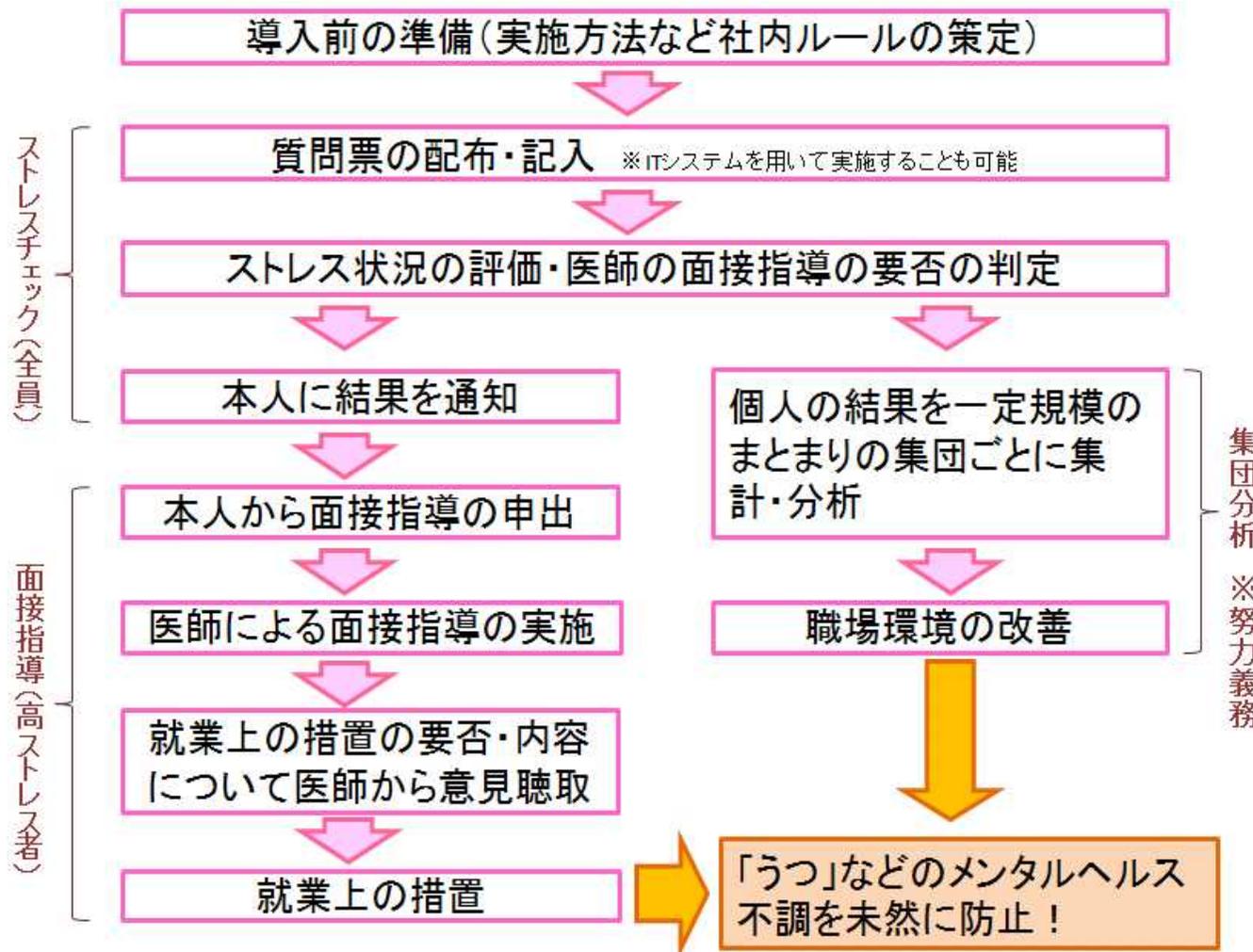
詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

ラベルでアクション

検索

ストレスチェックを実施しましょう

平成27年12月から労働者50名以上の事業場に義務付け(50名未満は努力義務)



ストレスチェック実施後は報告をお願いします

様式第6号の2(労働者の21関係)第2号
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

検査実施年月	検査実施年月	検査実施年月	検査実施年月
事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類
事業場の所在地	事業場の所在地	事業場の所在地	事業場の所在地
現在労働者数	現在労働者数	現在労働者数	現在労働者数
検査を実施した者	検査を受けた労働者数	検査を実施した者	検査を受けた労働者数
面接指導を実施した医師	面接指導を受けた労働者数	面接指導を実施した医師	面接指導を受けた労働者数
集団ごとの分析の実施の有無	集団ごとの分析の実施の有無	集団ごとの分析の実施の有無	集団ごとの分析の実施の有無

産業医 氏名
労働安全衛生関係
年月日
労働安全衛生関係

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック!

ストレスチェック

検索

報告様式はダウンロードできます。

安全衛生関係主要様式

検索

治療と職業生活の両立支援

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など反復・継続して治療が必要となる疾病

- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出が行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

休暇制度・・・時間単位の年次有給休暇、傷病・病気休暇

勤務制度・・・時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度

新潟産業保健総合支援センターでは、人事労務担当者からの相談、両立支援プラン作成の助言、啓発セミナーなどを無料で行っています。・025-227-4411

事業者にとっても大きなメリット

- ・労働者の「健康確保」の推進
- ・継続的な人材の確保
- ・労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- ・「健康経営」の実現
- ・多様な人材の活用による組織や事業の活性化
- ・組織としての社会的責任の実現
- ・労働者のワーク・ライフバランスの実現

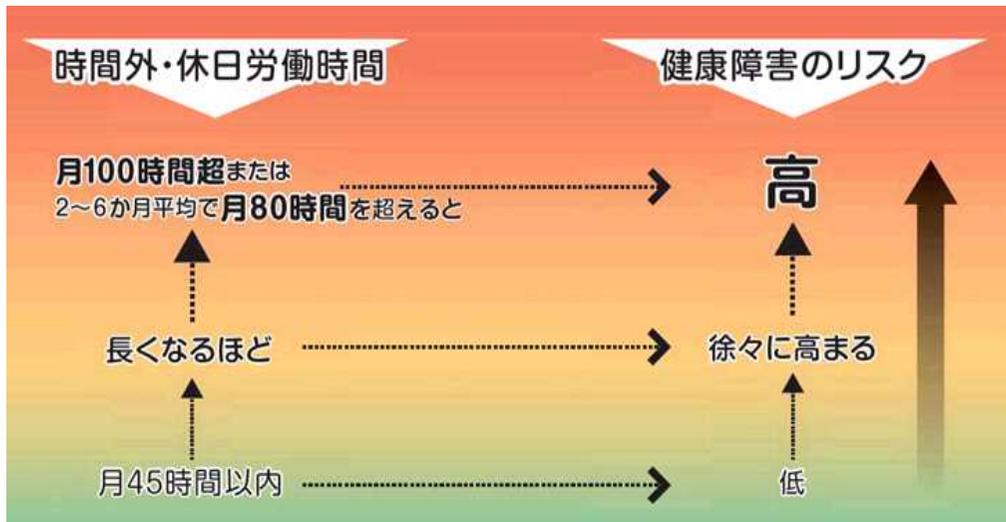
詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

治療と職業生活の両立

検索

「過労死等ゼロ」に向けた取組み

- ・ 長時間労働の抑制
36協定の適切な締結と運用
- ・ 適正な労働時間管理
「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」
- ・ 健康管理体制
衛生委員会による調査・審議
定期健康診断の実施と有所見者の事後措置
- ・ 長時間労働者の面接指導制度
1月当たり100時間を超える時間外労働を行わせた場合等、医師による面接指導を



詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

労働時間 適正な把握

検索

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

過労死 ゼロ

検索

パワーハラスメント

次のような行為がパワーハラスメントとして挙げられます。ただし、これらは職場のパワーハラスメントすべてを網羅するものではなく、これ以外は問題ないということではないことに留意が必要です。

1. 身体的な攻撃（暴行・障害）
足でけられる 胸ぐらを掴む 頭をこづかれる
2. 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
皆の前で大声で叱責 同僚の前で無能扱いする
3. 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
挨拶を無視 部署の食事会に誘われない
4. 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制など）
終業間際に過大な仕事を毎回押し付ける 休日出勤しても終わらない業務の強要
5. 過小な要求（合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事など）
買い物、倉庫整理などを必要以上に強要 草むしりの強要
6. 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）
交際相手の有無を聞かれ過度に結婚を推奨される 休みの理由を根ほり葉ほり聞く

パワハラを予防するために

- ①トップのメッセージ
トップがパワハラ防止を明確に示す。
- ②ルールを決める
就業規則等でパワハラに関する事項を定める。
- ③実態を把握する
従業員アンケートを実施する。
- ④教育する
管理職研修、従業員研修を実施する。
- ⑤周知する
組織のルールや相談窓口について周知する。

パワハラを解決するために

- ⑥相談や解決の場を設ける
組織内に相談窓口を設ける。
外部に相談窓口（カウンセラー、弁護士など）を設置する。
- ⑦再発防止のための取組
行為者に対する再発防止研修を行う。

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック！

あかるい職場応援団

検索